令和７年度水郡線沿線市町観光・集客行事等連携事業費補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、茨城県水郡線利用促進会議（以下、「利用促進会議」という）及び沿線経済団体等が一体となり、沿線で実施している観光・集客行事等の催事を契機として、水郡線の利用促進を図ることを目的とする。

（補助金交付対象者）

第２条　補助金の交付対象となる者は、利用促進会議構成市町及び地域に根差し、自らの地域の公共交通の利用促進に取り組む経済団体、自治会、NPO法人、学校、各イベント実行委員会等とする。

　　なお、これらによりがたい場合は、前条の目的に照らし、利用促進会議事務局において適当と認めた事業者も対象とする。

（補助対象経費）

第３条　補助対象経費は、第２条に掲げる交付対象者が実施する事業に係る経費のうち、第１条の目的を達成するために必要な経費で、次に掲げるものとする。

（１）水郡線を利用してイベントに来場した者への特典（割引・プレゼント等）提供に要する経費

（２）イベント会場への二次交通の確保に要する経費

（３）駅及び駅周辺施設において沿線の小中高校等と連携して実施する、発表会・作品展示等の開催に要する経費

（４）その他、利用促進会議事務局において適当と認めた事業に要する経費

（補助金の額等）

第４条　補助金の額は、前条の補助対象経費に関わらず、１イベント１市町あたり50,000円を上限とする。

２　第２条で定める交付対象者の数に関わらず、同一市町において前項で掲げる補助上限額に達するまで、複数回にわたり申請することができる。

３　補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として、利用促進会議会長（以下、「会長」という）が認める経費について、予算の範囲内において交付対象者に対し補助金を交付する。

４　ただし、前項の規定に関わらず、事務局が各市町の補助実績の状況を調査した結果、前項に掲げる上限額を超えて補助することがある。

（補助金の交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第１－１号）に次に掲げる書類を添え、催事会場の属する利用促進会議構成員を通じ、会長に申請しなければならない。

（１）申請額内訳書（様式第１－２号）

（２）補助事業の概要・必要経費の分かる書類（見積書等）

（補助金の交付決定）

第６条　会長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めた場合には、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第２号）により当該交付申請を行った者に通知するものとする。

（実績報告）

第７条　前条の規定により補助金の交付決定を受けたもの（以下、「補助団体」という。）は、当該補助事業が完了したときは、速やかに実績報告書兼請求書（様式第３－１号）に次に掲げる書類を添え、会長に提出しなければならない。

（１）精算額内訳書（様式第３－２号）

（２）補助対象経費確認書類（領収書の写し等）

（３）補助事業に係る写真

（４）その他会長が必要と認める書類

（額の確定及び通知）

第８条　会長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めた場合には、当該補助事業に交付する補助金等の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第４号）により補助団体に通知するものとする。

（補助金の支払）

第９条　会長は、前条の規定により補助金の額を確定したときは、確定日から30日以内に補助団体の指定する金融機関に口座振込により補助金を交付する。

（補助金の返還等）

第10条　会長は、申請に虚偽又は不正があったと認めるときは、第６条の規定による交付決定の全部または一部を取り消し、すでに交付した補助金については、その全部又は一部を取り消し、すでに交付した補助金については、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

２　前項の規定により返還を命じられた者は、直ちに補助金を返還しなければならない。

（他の補助金との重複の禁止）

第11条　第５条の規定により申請する補助金について、他の補助事業と併用することはできない。

（委任）

第12条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

　付　　則

この要綱は、令和７年５月19日から施行する。

（様式第１―１号）

令和　年　月　日

茨城県水郡線利用促進会議

会長　大井川　和彦　殿

申請者　　　　　所在地

　　　　　　　　名　称

　　　　　　代表者氏名

令和７年度水郡線沿線市町観光・集客行事等連携事業費補助金交付申請書

　令和７年度水郡線沿線市町観光・集客行事等連携事業費補助金交付要綱第５条の規定により、次のとおり申請します。

記

１　補助事業の目的及び内容

＜記載例＞

　・マルシェ等出店に係る水郡線利用者への販売割引

２　交付申請額

　金　　　　　　円

３　事業実施日（期間）

　＜記載例＞

　・事業実施日が１日の場合：　令和７年６月２０日

・事業実施期間が複数日に渡る場合：　令和７年６月２０日～令和７年６月２１日まで

※添付資料

（１）令和７年度水郡線沿線市町観光・集客行事等連携事業費申請額内訳書（様式第１－２号）

（２）補助事業の概要・必要経費の分かる書類（見積書等）

（様式第２号）

令和　年　月　日

　　　　　　　　　　　　　殿

茨城県水郡線利用促進会議

会長　大井川　和彦

令和７年度水郡線沿線市町観光・集客行事等連携事業費補助金交付決定通知書

　令和　年　月　　日付けで申請のあった補助金については、令和７年度水郡線沿線市町観光・集客行事等連携事業費補助金交付要綱第６条の規定により、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

１　補助対象経費及び補助金の額

　　金　　　　　　　　　　　円

２　補助団体は、令和７年度水郡線沿線市町観光・集客行事等連携事業費交付要綱の定めるところに従わなければならない。

（様式第３―１号）

令和　年　月　日

茨城県水郡線利用促進会議

会長　大井川　和彦　殿

申請者　　　　所在地

　　　　　　　名　称

　　　　　代表者氏名

令和７年度水郡線沿線市町観光・集客行事等連携事業費補助金実績報告書兼請求書

令和　年　月　日付けで交付決定の通知があった補助事業を下記のとおり実施したので、令和７年度水郡線沿線市町観光・集客行事等連携事業費補助金交付要綱第７条の規定により、次のとおり報告します。

記

○　補助金の交付決定額及び精算額

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 交付決定額 | 円 | 精算額 | 円 |

※添付資料

　（１）令和７年度水郡線沿線市町観光・集客行事等連携事業費精算額内訳書（様式第３－２号）

　（２）補助対象経費確認書類（領収書の写し等）

　（３）補助事業に係る写真

　（４）その他会長が必要と認める書類

|  |
| --- |
| 私が茨城県水郡線利用促進会議から受け取る標記補助金については、下記の口座へ振り込んでください。  ①金融機関名  ②支　店　名  ③預金種別・口座番号 普通・当座 口座番号  （フリガナ）  ④口座名義人 |

（様式第４号）

令和　年　月　日

　　　　　　　　　　　　　殿

茨城県水郡線利用促進会議

会長　大井川　和彦

令和７年度水郡線沿線市町観光・集客行事等連携事業費補助金額確定通知書

　令和　年　月　　日付けで実績報告のありました標記補助金の額については、令和７年度水郡線沿線市町観光・集客行事等連携事業費補助金交付要綱第８条の規定に基づき、下記のとおり確定したので通知します。

記

確定した補助金の額　　　　　金　　　　　　　円